

総務協議会協議事項

日時	令和8年8月21日(金)
	午前10時
場所	第一委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 令和8年度八戸市総合防災訓練の実施について
- 2 八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について
- 3 八戸市市税条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 7 学習者用コンピュータの買入れについて

令和8年度八戸市総合防災訓練の実施について

1 目的

災害対策基本法及び八戸市地域防災計画に基づき、国・県・その他の防災関係機関及び地域住民参加のもと、地震・津波災害発生時の避難行動及び組織間の連携した応急対策を迅速かつ円滑に実施できるよう訓練するとともに、防災対策の強化、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 実施日時 令和8年10月3日（土） 8：00～12：45

3 実施場所と主な内容 白銀地区

- (1) 地域住民等による津波避難訓練及び避難所開設・運営訓練
※避難先：白鷗小学校
- (2) 被災現地災害対応訓練、展示・体験訓練等
(白銀埠頭、白銀公民館)



4 参加者 68団体程度（主催含む。参加人数は調整中。）

地元関係団体（白銀振興会、白銀地区自主防災会等）、学校（白鷗小学校、白銀小学校、白銀中学校、八戸水産高等学校、八戸工業大学第一高等学校）

防災関係機関・団体（陸海空自衛隊、八戸海上保安部、八戸警察署、県防災航空隊、災害時応援協定締結団体等）

八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

スタジアム等候補地検討委員会及び斎場・霊園運営検討委員会を設置するためのも
の。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

新設する附属機関

名称	担任する事務
八戸市スタジアム等 候補地検討委員会	スタジアム等の候補地に関し必要な事項について 調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市斎場・霊園運営検 討委員会	八戸市斎場並びに八戸市東霊園、八戸市西霊園及び 八戸市南郷中央霊園の安定的な運営に関し必要事項 について調査及び検討をし、意見を述べること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日

八戸市スタジアム等候補地検討委員会：公布日

八戸市斎場・霊園運営検討委員会：令和8年10月1日

八戸市市税条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長など、所要の改正をするためのものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）※の適用期限を5年延長

現 行	改 正 後
居住開始年が平成21年から令和7年までの間である場合に、平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人市民税から控除	居住開始年が平成21年から令和12年までの間である場合に、平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人市民税から控除

※）住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額を個人住民税から控除する制度（控除期間は最長13年間）

(2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲に、所得税において源泉徴収を要しない公的年金等※¹の支払いを受ける者のうち、次のいずれかに該当する者を追加※²

〔追加範囲〕

① 次のいずれかの者を有する者

- ・ 特定配偶者
- ・ 扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）
- ・ 特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）

② 納税義務者本人が次のいずれかに該当する者

- ・ 障害者
- ・ 寡婦
- ・ ひとり親

※1）65歳以上の者にあつては205万円未満、65歳未満の者にあつては155万円未満

※2）上記の者について、現行では扶養親族等申告書の提出が任意となっているが、これを義務化することにより、個人市民税の賦課決定における扶養控除等の適用に向けて必要な情報を的確に把握できるようにするためのもの

- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例^{※1}について、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡^{※2}に該当する場合であって、その譲渡した土地等が次の区域内に所在するときは、その特例の対象外とするもの

〔対象外とする区域〕

- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 浸水被害防止区域

※1) 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等の資産を譲渡した場合の所得に係る税率を軽減する特例

※2) 1000㎡以上の一団の宅地の造成や都市計画区域内における25戸以上の一団の住宅の建設などを行う者に対する土地等の譲渡

- (4) 特定暗号資産[※]取引に係る譲渡所得、事業所得及び雑所得について課税方式を分離課税とするもの

	現 行	改 正 後
課税方式	総合課税 (雑所得として他の所得と合わせて課税)	分離課税 (他の所得と分離して課税)
税 率	個人市民税所得割 6 %	個人市民税所得割 3 %

※) 暗号資産のうち、その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されているもの等をいう。

《固定資産税》

- (5) 家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点[※]の引上げ

	現 行	改 正 後
家 屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

※) 同一の納税義務者が当市の区域内に所有するすべての土地、家屋又は償却資産の課税標準額の合計が、それぞれ一定の額に満たない場合は課税されない制度

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日

- 《個人市民税》 2(1)・(2) 令和9年1月1日
 2(3) 令和10年1月1日
 2(4) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

- 《固定資産税》 2(5) 令和9年4月1日

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の 公営に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が使用する選挙運動用自動車の費用に係る公費負担の限度額を改定し、その他規定の整備をするためのもの。

2 改正の概要

最近における物価の変動等を踏まえ、国政選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げた公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を引き上げるもの。

	現 行	改 正 案
運送契約料	51,500 円	64,500 円
レンタカー代	13,390 円	16,100 円
燃料代	7,210 円	7,700 円
運転業務報酬	10,000 円	12,500 円
公費負担限度額	51,500 円	64,500 円

3 施行期日

公布の日

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の 公営に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が作成する選挙運動用ポスターの費用に係る公費負担の限度額を改定するためのもの。

2 改正の概要

最近における物価の変動等を踏まえ、国政選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げた公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもの。

	単 価
現行	$\frac{246,170 \text{ 円} + 11 \text{ 円 } 33 \text{ 銭} \times (\text{掲示場の数} - 500)}{\text{掲示場の数}} \div 393 \text{ 円 (※)}$
改正案	$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{掲示場の数} - 500)}{\text{掲示場の数}} \div 974 \text{ 円 (※)}$

(※) 直近選挙の掲示場数（630 か所）で試算

3 施行期日

公布の日

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に 関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が作成する選挙運動用ビラの費用に係る公費負担の限度額を改定するためのもの。

2 改正の概要

最近における物価の変動等を踏まえ、国政選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げた公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもの。

	現 行	改 正 案
ビラ 1 枚あたりの 公営単価	7 円 51 銭	8 円 38 銭

3 施行期日

公布の日

学 習 者 用 コンピュータの買 入 れについて

小学校の学習者用コンピュータを更新するために買い入れるもの。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 買入品目 | タブレット型パーソナルコンピュータ
(学習者用コンピュータ本体及び端末管理ライセンス) |
| 2 | 数 量 | 6,959 台 |
| 3 | 納品場所 | 市立小学校 30 校及び総合教育センター |
| 4 | 納品期限 | 令和 9 年 3 月 31 日 (水) |
| 5 | 買入金額 | 443,984,200 円 |
| 6 | 契 約 者 | 八戸市大字糠塚字下道 16
株式会社ビジネスサービス八戸支店 |